

各位

室蘭信用金庫

特定口座約款改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫は、2025年12月1日より特定口座約款を改定いたします。改定後の約款は改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されますので、改定する規定および改定の内容をお知らせいたします。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 改定対象

特定口座約款

2. 主な改定内容

マネー・ローンダリング対策等の観点から、指定預金口座が未利用口座の対象となったお客様の預金残高が未利用口座管理手数料金額に満たず、かつ、保護預かり証券が3年以上ない場合であって、当金庫から通知を行い、所定の期日までにお客様からの異議の申し立てがないときは特定口座の契約を終了する取り扱いとします。

特定口座約款

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>第4章 雑則</p> <p>18. 契約の終了</p> <p>次のいずれかに該当したときは、この契約は終了します。</p> <p>① 申込者が当金庫に対して特定口座廃止届出書を提出したとき</p> <p>② 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p>③ 特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相</p> | <p>第4章 雑則</p> <p>18. 契約の終了</p> <p>次のいずれかに該当したときは、この契約は終了します。</p> <p>① 申込者が当金庫に対して特定口座廃止届出書を提出したとき</p> <p>② 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p>③ 特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相</p> |

| | |
|--|---|
| <p>続または遺贈の手続きが完了したとき</p> <p><u>④ 指定預金口座が未利用口座の対象となった申込者の預金残高が未利用口座管理手数料金額に満たず、かつ、保護預かり証券が3年以上ない場合であって、当金庫から解約の通知を行い、所定の期日までに申込者からの異議の申し立てがないとき</u></p> <p><u>⑤ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</u></p> | <p>続または遺贈の手続きが完了したとき</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>④ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</u></p> |
|--|---|

3. 変更日

2025年12月1日(月)

以上